

寒川町議会委員会条例新旧対照表

現行			改正案		
～略～			～略～		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
名称	所管事項	定数	名称	所管事項	定数
総務常任委員会	1 企画政策部、総務部及び町民部の所管に関する事項 2～7 (略)	10人	総務常任委員会	1 企画部、総務部及び町民部の所管に関する事項 2～7 (略)	10人
文教福祉常任委員会	(略)		文教福祉常任委員会	(略)	
建設経済常任委員会	(略)		建設経済常任委員会	(略)	
			<p align="center">附 則</p> <p align="center">この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>		